

令和3年第1回定例会

## 都市建設常任委員会会議概要

委員長 神山昌則

副委員長 山本武朝

1 開催日時 令和3年3月8日（月曜日）午後2時44分～午後3時25分

2 開催場所 第3・第4委員会室

### 3 審査案件

議案第73号 青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 青森市景観条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 協定の締結について（青森駅自由通路整備等に関する工事）

### 4 報告案件

(1) 青森駅周辺整備推進事業について

(2) 青森市シャトル・ルートバス「ねぶたん号」令和3年度通年運行について

(3) 令和2年度の除排雪事業について

(4) 事故の報告について

(5) 用地取得に係る訴訟の結果について

(6) 令和3年夏ダイヤ改正の概要について

### ○出席委員

委員長 神山昌則

委員 工藤健

副委員長 山本武朝

委員 藤原浩平

委員 中田靖人

委員 奥谷進

委員 竹山美虎

委員 里村誠悦

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した者の職氏名

企業局長 中川 覚

都市整備部次長 佐々木 浩 文

都市整備部長 平岡 弘 志

交通部次長 工藤 健 志

都市整備部理事 高村 功 輝

都市政策課長 坂 牛 裕

水道部長 小鹿 継 仁

交通部管理課長 今 国 弘

交通部長 赤坂 寛

道路維持課雪対策室長 小 田 一 彦

関係課長等

### ○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 猪口 茂 樹

議事調査課主査 岩間 憲 仁

議事調査課主査 木 村 結 衣

○**神山昌則委員長** ただいまから、都市建設常任委員会を開会いたします。

本日の案件に先立ち、理事者の皆さんに私から申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、いわゆる3つの密を最小限とするため、次長級以下の職員の委員会室への入室については、引き続き、必要最小限の人数にとどめるよう御配慮をお願いいたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案3件について、ただいまから審査いたします。

議案第73号「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 議案第73号青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

なお、本議案につきましては、保健部に関するものが1件含まれておりますが、都市整備部でまとめて御説明いたします。

それでは、お手元に配付しております資料を御覧ください。

初めに、改正理由ですが、法令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

改正内容につきましては、1つには、建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律、いわゆる建築物省エネ法の一部改正に伴い、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合義務対象床面積が拡大されることから、適合性判定申請事務手数料等に区分を追加するものであります。

当該事務手数料の追加の一例といたしましては、改正前床面積の合計が2000平方メートル未満のときは33万6000円だったものが、改正後、床面積の合計が1000平方メートル未満のときは26万円、1000平方メートル以上2000平方メートル未満のときは33万6000円となります。その手数料の額については、国土交通省が示した算定方法に基づき算定し、青森県と同額としております。

次に、エネルギー消費性能を適切に評価できる方法として国土交通大臣が認めた新たな計算手法が整備されたため、その手法を用いた場合の事務手数料等を追加するもの、また、建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律に条項ずれが生じたため、これを引用する青森市手数料条例においても条項ずれを解消するものであります。

2つには、食品衛生法の一部改正に伴い、許可業種の再編及び営業届出制度が創設されたことにより、行商の登録に係る申請手数料及び行商登録票等の再交付手数料を削除するもの、また、飲食店営業等の許可に係る申請手数料の名称及び額を改正するものであります。

許可業種34種だったものが32種に再編され、集約された一例といたしましては、

改正前は、みそ製造業許可申請手数料1万6000円、しょうゆ製造業許可申請手数料1万6000円だったものが、改正後は、みそ・しょうゆ製造業許可申請手数料1万6000円となります。手数料の額については、青森県と同額にしております。

施行期日につきましては、建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律の改正に伴うものは令和3年4月1日、食品衛生法の改正に伴うものは令和3年6月1日を予定しております。

資料3ページ以降の新旧対照表につきましては、ただいま御説明した内容を分かりやすく対比させたものであります。

なお、保健部所管の概要につきましては、保健部において民生環境常任委員協議会で報告済みであります。

以上、議案第73号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

説明につきましては、以上でございます。

**○神山昌則委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。山本委員。

**○山本武朝副委員長** 保健部のほうに、民生環境常任委員協議会に報告があったと言うんですけども内容を聞いてなかったの。許可業種が34種が32種ということで、みそ、しょうゆが1つになったと。そうすると、行商に関しては登録自体がなくなったということでしょうか。

**○神山昌則委員長** 都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 営業届出制度が今回新たに創設されたことに伴いまして、これまで登録が必要だった行商を行う営業者は営業の届出で済むことになったため、行商登録に係る手数料を削除するものであります。

**○神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決をいたします。

本案について、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号「青森市景観条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 議案第77号青森市景観条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料を御覧ください。

初めに、改正理由ですが、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録に向けた取組が行われていることを踏まえ、特別史跡三内丸山遺跡及び史跡小牧野遺跡の資産範囲並びにそれら周辺の緩衝地帯を景観形成重点地区とし、遺跡から見た眺望に影響を与えるおそれのある当該地区における一定規模以上の建築や開発行為等について、良好な景観形成に係る助言や指導を行う必要があるため、届出前に協議しなければならない旨の規定を設ける等のため、青森市景観条例の一部を改正するものであります。

次に、改正内容ですが、(1) 景観形成重点地区において、当該地区の良好な景観形成のために必要な事項を定めるとともに、(2) 事前協議として、当該重点地区内において届出を要する行為をしようとする者は届出前に事前協議をすること、市は景観形成基準に適合しているかどうか判断し、必要な指導又は助言をすること、届出を要する行為をした者は、当該届出を要する行為が完了したときは市に届出することなどを定めることとしております。(3) その他必要な用語の改正を行うものであります。

次に、施行期日については、令和3年4月1日を予定しております。

周知に当たりましては、市ホームページや「広報あおもり」のほか、市民センター等へのチラシの備え付け、景観形成重点地区内の町内へのチラシ回覧や事業者へのチラシ配布など、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

なお、2ページ以降の新旧対照表につきましては、ただいま御説明した内容を分かりやすく対比させたものであります。

以上、議案第77号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○神山昌則委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。藤原委員。

**○藤原浩平委員** 2ページ以降って、2ページはどこにあるんですか。(「別のファイルになっています」と呼ぶ者あり)

**○神山昌則委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** 重点地区ってどこが定められているのか。今現在定められているんでしょう。これから決めるということですか。

**○神山昌則委員長** 都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 先ほども若干御説明しましたけれども、景観形成重点地区につきましては、三内丸山遺跡及び小牧野遺跡のその周辺ということになります。

**○神山昌則委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** 一定規模と言いますが、大体どれくらいのものを想定しているのでしょうか。

**○神山昌則委員長** 都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 建築物の建築等は、建築面積10平方メートルを超える

もの、開発行為につきましては土地面積 300 平方メートルを超えるものとしております。

○**神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決をいたします。

本案について、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 77 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 82 号「協定の締結について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 議案第 82 号協定の締結について御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料を御覧ください。

青森駅自由通路の整備につきましては、平成 30 年 7 月 18 日に鉄道事業者である青森県及び東日本旅客鉄道株式会社東北工事事務所との間で青森駅自由通路整備等に関する工事の施行協定を締結し、今年度は自由通路等の基礎及び線路上空部分以外に係る鉄骨の組立てを行った後、自由通路等の内外装設備工事を行っており、自由通路等は令和 3 年 3 月 27 日の供用開始を予定しております。

4 年目となります令和 3 年度の主な工事内容といたしましては、資料青の破線、現駅舎を撤去するとともに、資料赤の破線、自由通路東口等の一部で内外装及び設備工事等を行うこととしており、青森県及び東日本旅客鉄道株式会社東北工事事務所との間で、協定金額 28 億 1306 万 5623 円とし、令和 3 年度施行する工事に係る協定を締結しようとするものであります。

以上、議案第 82 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

説明につきましては、以上でございます。

○**神山昌則委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** 御異議がありますので起立により採決いたします。

議案第 82 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸

君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○神山昌則委員長** 起立多数であります。

よって、議案第 82 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )

**○神山昌則委員長** 次に、報告事項に入ります。

初めに、「青森駅周辺整備推進事業について」報告を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 青森駅周辺整備推進事業について御報告申し上げます。

本市では、青森駅自由通路について、これまで整備工事を行ってきたところですが、今般、自由通路の供用開始日を決定するとともに、供用開始に先立ち落成式典を開催することとしましたので、その概要を御説明します。

お手元に配付しております資料を御覧ください。

1 ページ目は青森駅自由通路供用開始及び落成式典についてです。

まず、青森駅自由通路の落成式典につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、参加人数を極力絞り込み令和 3 年 3 月 26 日金曜日、午前 10 時から青森駅自由通路東口 2 階で行い、関係者によるテープカットのほか、ねむのき保育園園児によるハンドベル演奏や渡り初めなどを行うこととしております。また、青森駅自由通路の供用開始については、翌日の令和 3 年 3 月 27 日土曜日、午前 5 時からとしております。

2 ページ目は青森駅自由通路の概要についてです。

青森駅自由通路及び青森駅新駅舎は、エレベーター 5 基及びエスカレーター 3 基を利用でき、青森駅の東西を高齢者や障害者、子どもと一緒にの方々など、誰にとっても歩きやすくなります。また、市民の皆様から御意見をいただきました自由通路壁面の展示スペース、駅前アートギャラリーについては、市民展示ギャラリーや本市の施策や事業等の紹介など、本市や駅周辺の魅力発信を行う場所として活用することとしており、供用開始時は東北 DC 関係等の展示を実施し、その後、中央部では市民展示ギャラリーとしての貸出し、東口側は縄文遺跡群、西口側は青森ねぶた祭に関する企画展示を実施することとしております。

3 ページ目は西口駅前広場の概要についてです。

西口駅前広場につきましては、自家用車駐車場 30 台、自転車駐輪場 493 台、バス及びタクシー乗降場・プール、自動二輪車駐輪場を備えた広場として整備する予定としており、令和 3 年 4 月から予定しております現青森駅舎解体工事の着手後、9 月から整備工事に着手し、令和 4 年度の完成・供用開始を目指してまいりたいと考



えております。

なお、令和2年度の青森駅自由通路等整備工事については、令和3年3月27日供用開始後の工事費清算に伴い協定金額が変更になる見込みであり、その場合、年度末の金額確定後、協定を専決処分により変更する予定としております。

なお、専決処分をした場合は、改めて議員の皆様に関連資料を配付させていただきますとともに、令和3年第2回定例会におきまして、専決処分の報告を行うこととしております。

説明につきましては、以上でございます。

**○神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。中田委員。

**○中田靖人委員** 障害者団体のほうから要望のあった多機能トイレの設置、場所が決まっていたと思うんですけども、もう一度確認なんですけれども、ラビナと現駅舎のところに東口の導線がありますが、ここを真っすぐ上に上がって新駅舎に入る門のところでしたか。詳細な場所を教えてくださいませんか。

**○神山昌則委員長** 都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 今、中田委員からお話があった辺りというふうにJR東日本からは聞いております。

**○神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。工藤委員。

**○工藤健委員** 落成式典が令和3年3月26日で翌日から供用開始ということで、事前に委員会での視察は考えていないですか。

**○神山昌則委員長** 私は別に考えていないんですけども。委員会では考えていないです。これは、JR東日本との打ち合わせで最小限に、人数制限がありましたので。

ほかに発言はありませんか。中田委員。

**○中田靖人委員** 1階部分ですよ、エスカレーターの前ってことですか。（「1階部分です」と呼ぶ者あり）1階部分で、仮設ですか。（「仮設です」と呼ぶ者あり）仮設ということは撤去可能ということですか。（「撤去可能で」と呼ぶ者あり）撤去可能な後から付けたものという感じですね。（「はい」と呼ぶ者あり）車椅子でも入れる造りになっているということですね。一般の人も使える造りになっている。2階に上がらなくてもいいトイレは、ここが使えるということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

**○神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市シャトル・ルートバス『ねぶたん号』令和3年度通年運行について」報告を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 青森市シャトル・ルートバス「ねぶたん号」令和3年度通年運行について、御報告申し上げます。

お手元に配付しております資料を御覧ください。

青森市シャトル・ルートバス「ねぶたん号」につきましては、令和2年度の通年運行は4月中旬から5月まで運休、6月から7月下旬まで及び12月から3月までは減便運行、季節運行は中止したことを踏まえ、令和3年度の運行内容は、運行便数を1日当たり10便とし、ゴールデンウィークの令和3年4月28日から令和3年5月9日と、夏季休業期間の令和3年7月21日から令和3年8月22日までの間は、1日当たり20便に増便することとしております。

運賃につきましては、1回乗車300円、1日乗車券700円、2日乗車券800円としております。

2ページを御覧ください。

令和3年度の運行ダイヤをお示ししております。オレンジ色でお示ししているのが通年運行、緑色でお示ししているのが増便するダイヤとなっております。

これらの運行に当たっては、新型コロナウイルス感染症感染予防対策に努めるとともに、「広報あおもり」や市ホームページのほか、グーグルマップによる経路検索サービスや、案内用リーフレット、沿線施設等における周知等により、広報・周知に努めてまいります。

報告は以上でございます。

**○神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「令和2年度の除排雪事業について」報告を求めます。都市整備部理事。

**○高村功輝都市整備部理事** 令和2年度の除排雪状況について、御報告申し上げます。

初めに、今冬の降・積雪状況について御報告いたしますので、お手元の資料1を御覧ください。

資料上段の折れ線グラフになりますが、青森地区における今年度を含む5か年の午前9時時点の積雪深を年度ごとに色別に表記しており、黒の太線が平年値を示しております。赤の太線が令和2年度を示しており、令和3年1月11日の9時時点としては、今冬最大となる125センチメートルを記録したところです。お手元の資料については令和3年3月5日時点では55センチメートルの積雪深となっておりますが、本日、令和3年3月8日時点では雪解けが進み43センチメートルとなっております。

次に、下段の折れ線グラフであります。こちらは累計降雪量になります。赤の太線が令和2年度を示しており、お手元の資料の令和3年3月5日時点では479センチメートルとなっております。累計降雪量につきましては、本日、令和3年3月8日も同じ値、479センチメートルとなっております。

次に、資料1の2ページ目を御覧ください。

こちらは浪岡地区における降・積雪の状況になります。資料上段の積雪深につきましては、お手元の資料の令和3年3月5日時点で42センチメートルとなっておりますが、本日、令和3年3月8日時点では33センチメートルとなっております。

また、下段の累計降雪量につきましては、お手元の資料の令和3年3月5日時点で427センチメートルとなっておりますが、本日、令和3年3月8日時点では、平年より66センチメートル少ない437センチメートルとなっております。

次に、雪に関する要望・相談件数について御報告いたします。

資料2の雪に関する市民相談窓口受付件数を御覧ください。

令和3年3月8日までの受付件数は、1万6051件となっております。

昨日、令和3年3月7日までの受付件数は、1万6083件となっております。

また、このうち「まちレポあおもり」を通じた相談件数は、1361件となっております。

次に、雪に関する市民相談受付件数及び除排雪進捗率について御報告します。

資料3を御覧ください。

相談件数と除排雪作業の進捗率の推移を表した折れ線グラフとなります。令和3年1月22日には740件あった相談件数が、除雪作業の進捗に伴い徐々に落ち着き、令和3年1月26日以降は2桁をキープしております。

また、令和3年2月下旬から月末にかけて降雪があったことから、生活道路の除排雪作業を実施し、令和3年3月3日作業終了時点で完了、進捗率は100パーセントとなっております。

今後も引き続き、道路交通の確保と市民生活の安定に向け取り組んでまいります。

説明は、以上となります。

**○神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。工藤委員。

**○工藤健委員** 1点教えて欲しいんですけども、平年値ですが、いつからいつまでの平均なんですか。

**○神山昌則委員長** 都市整備部理事。

**○高村功輝都市整備部理事** 担当課のほうから説明させます。

**○小田一彦道路維持課雪対策室長** 気象庁のほうで観測しております平年値でありますけれども、過去30年間の数値を用いております。

**○神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。藤原委員。

**○藤原浩平委員** 大分雪も収まってきているんですけども、まだ車道に雪があったり、歩道の除雪も進んでいないというところが中心部に目立つのでお聞きしますけれども、本町地区のジャスマック辺りを中心にした東西、真っすぐ東に進めば旭橋に出るあの道路ですけれども、お店もやっていないせいもあるのかもしれないけれども、歩道の雪が高くなっているところ、全く人が歩いた形跡がなくてずっと雪が積んであるところ、それから横断歩道に雪盛りがあるところが何か所か

ある。それから、車道も片側1車線で2車線あればいいんだけど、実質1車線しかないような場所もところどころあるという状態で、雪が消えるのを待っているような気もするんですけども、それだとちょっとなと思います。また、建物が道路の南側にあるようなところは、日陰になって歩道の雪も氷になってなかなか解けないという状態にあるので、排雪するという考えはないのかお聞きします。

○**神山昌則委員長** 都市整備部理事。

○**高村功輝都市整備部理事** 藤原委員からの情報提供と受け止めました。パトロールのほうで旭橋通りの歩道、特に日陰になっているところを重点的にパトロールさせていただきたいと思います。

○**神山昌則委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** パトロールして終わりにしないでください。もう1本海手の大町の通りもそういう箇所が見受けられますので、そこも合わせてお願いします。

○**神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。山本委員。

○**山本武朝副委員長** 積雪が落ち着いてきたわけですけども、いよいよ雪寄せとか雪盛りの排雪に入ると思うんですけども、排雪のめどがあつたら御報告いただければと思います。

○**神山昌則委員長** 都市整備部理事。

○**高村功輝都市整備部理事** 豪雪災害対策本部からお答え申し上げます。

○**小田一彦道路維持課雪対策室長** 現地のほうをパトロールして確認しまして、今月いっぱいには処理できればと考えております。

○**神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。竹山委員。

○**竹山美虎委員** 竹山です。直接、除排雪ということではないんですけども、例年この時期から道路の穴、あっちこっちで傷んでいますから、除排雪関係でのパトロールでも、場所によってはかなり大きくなっている場所もあるので、その辺も含めて対処してほしいと思います。質疑じゃないです、要望です。

○**神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。都市整備部理事。

○**高村功輝都市整備部理事** 竹山委員から穴の話があつた直後にこの事故の報告をするのは非常に心苦しいのですが、市道の破損等に起因して発生した事故について、御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

事故の発生は、令和3年2月15日月曜日、午後11時頃、古館1丁目の市道古館27号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左前輪タイヤを損傷したものであります。

事故現場につきましては、事故の通報を受けた当日に道路維持課職員が穴埋めの

応急補修をしたところであります。

なお、今回の事故については、幸いけが人はなく、市が加入している道路賠償責任保険の引受会社と協議をしながら相手方と交渉中であります。

これまでも、道路破損箇所の早期発見・早期補修につきましては、道路維持課職員のパトロールや職員総パトロール制度により、適宜、実施体制を構築しているほか、市ホームページ上にて、広く市民の皆様へ情報提供の御協力を呼びかけているところではありますが、今後とも、より迅速な対応を行い、事故の未然防止を図るよう努めてまいります。

**○神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「用地取得に係る訴訟の結果について」報告を求めます。都市整備部理事。

**○高村功輝都市整備部理事** 市道浅虫ダム線の用地取得に係る訴訟の結果について御報告申し上げます。

当該路線の中には、所有権の持分割合について青森市が15分の14、相手方が15分の1の共有地があり、この持分15分の1については、相手方が用地交渉に応じず、取得が困難な状況となっております。

このことにつきましては、令和2年1月21日の都市建設常任委員会において、民事調停申立てにより話し合いによる解決を目指し、これが不成立となった場合は、相応の対価にて相手方持分の取得を求める訴訟提起により解決を図る必要があることを御報告いたしております。

また、令和2年11月19日の都市建設常任委員協議会においては、令和2年2月26日付けで東京簡易裁判所へ申し立てた民事調停の成立が見込めないために、令和2年9月28日付けで取り下げ、令和2年10月16日付けで青森地方裁判所へ訴訟を提起したことを御報告していたところです。

本件訴訟においては、令和2年12月23日に第1回口頭弁論が行われましたが、相手方の出頭はなく、即日結審となりました。

その後、令和3年1月20日の判決期日において、当該不動産を本市の所有とすること、相手方は本市に対し持分移転登記手続をすること、本市は相手方に対し、対価8316円を支払うこととの本市の請求を全面的に認める判決が言い渡されております。

この判決が令和3年2月17日付けで確定したことをもって、持分移転登記を嘱託し、令和3年2月24日付けで完了しております。

これにより、平成14年度からの市道浅虫ダム線道路整備事業に係る用地取得が全て完了いたしました。

報告は以上でございます。

**○神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「令和3年夏ダイヤ改正の概要について」報告を求めます。交通部長。

○**赤坂寛交通部長** それでは令和3年夏ダイヤ改正の概要につきまして、御報告いたします。

資料を御覧いただきたいと存じます。

改正概要ですが、交通部では、安心して信頼あるサービス提供に向け、昨年度から、夏ダイヤと冬ダイヤの2シーズン制ダイヤを導入しております。引き続き2シーズン制ダイヤを実施いたしてまいります。

まず、改正時期でありますけれども、令和3年3月22日月曜日としております。

2の運行規模、表のほうでありますけれども、夏期の利用状況を踏まえ、1日当たりの運行便数としては、平日は昨年夏ダイヤと同様の871便、休日についても昨年夏ダイヤと同様の747便を予定しております。

3の主な改正の内容につきましては、①として、ただいま運行規模で申し上げましたとおり、運行便数について夏期の利用状況を踏まえた調整を行います。

②として、夏期における交通環境の変化に対応するため、運行時間の変更を行います。

③として、一般乗合旅客自動車運送事業に係る管理の受委託、いわゆる運行委託を岩手県北自動車株式会社と継続させていただきます。

最後に、周知方法につきましては、市営バスホームページや「広報あおもり」3月15日号に掲載するほか、令和3年3月中旬からポケット時刻表を配布する予定としております。あわせて、市営バス車内での周知を実施いたします。

以上が令和3年夏ダイヤ改正の概要でございます。

○**神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。藤原委員。

○**藤原浩平委員** ホームページへの掲載はいつになるんですか。

○**神山昌則委員長** 交通部長。

○**赤坂寛交通部長** ホームページへの掲載につきましては、この都市建設常任委員会報告後に掲載したいと考えております。

○**神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかの理事者側から報告事項などはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** また、委員の皆さんから御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )